

第6次和歌山県環境基本計画（案）及び第6次和歌山県廃棄物処理計画（案）に対する パブリックコメントの実施について

和歌山県環境基本計画は、和歌山県環境基本条例第10条に基づき策定し、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を含むものです。

令和8年3月で現行の第5次計画の計画期間が終了するため、目指す将来像を「笑顔をつなぎ、みんなで創る、将来にわたり豊かで住みよい和歌山」とし、第6次計画を策定することとしました。

和歌山県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づき策定し、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく食品ロス削減推進計画を含むものです。

和歌山県環境基本計画と同様に、令和8年3月で現行の第5次計画の計画期間が終了するため、「循環型社会の推進 ～循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を促進し、持続可能な未来を築く～」を基本的な方針として、第6次計画を策定することとしました。

これらの計画案について、広く県民の皆様から意見を募集します。

1. 意見募集期間

令和8年1月30日（金）から令和8年3月1日（日）まで【必着】

2. 資料の閲覧・入手方法

県のホームページからダウンロードできるほか、県庁脱炭素政策課、県庁情報公開コーナー及び県立各保健所・串本支所において閲覧できます。

【第6次和歌山県環境基本計画】 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/d00219134.html>

【第6次和歌山県廃棄物処理計画】 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/d00209417.html>

3. 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。なお、電話等口頭での受付は不可で、意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

- (1) 郵送: 〒640-8585（住所記載不要）和歌山県脱炭素政策課あて
- (2) ファックス: 073-433-3590 和歌山県脱炭素政策課あて
- (3) 電子メール: e0320001@pref.wakayama.lg.jp

4. 意見の提出に係る留意事項

- (1) いずれの提出方法においても「第6次和歌山県環境基本計画（案）に対する意見」又は「第6次和歌山県廃棄物処理計画（案）に対する意見」と明記してください。
- (2) 意見は簡潔かつ明瞭に日本語にてご記入ください。様式は問いません。
- (3) 提出者の氏名、住所及び電話番号（法人及び任意団体にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

※これらの記載のないものは無効となります。

5. 提出された意見について

提出された意見の概要とそれに対する県の考え方を、県庁脱炭政策課及び循環型社会推進課のホームページで後日公表します。

6. 問合せ先

【第6次和歌山県環境基本計画】 脱炭素政策課政策企画班（Tel: 073-441-2670）

【第6次和歌山県廃棄物処理計画】 循環型社会推進課地域環境推進班（Tel: 073-441-2675）